

4. 静岡産業技術専門学校学則

昭和27年 6月 1日 制定

令和4年 9月30日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この専修学校は、静岡産業技術専門学校（以下「本校」という。）という。

(位置)

第2条 本校は、静岡市葵区宮前町110番11号に置く。

(目的)

第3条 本校は、学校教育法に基づき、工業分野における専門教育による人間性豊かで創造性に富んだ技術者の育成と、商業分野における実務教育や教育・社会福祉分野における実践教育を中心とした技術・知識教育による知性高く教養深い有能な職業人や社会人の育成を通して、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(課程・修業年限等)

第4条 課程名、学科名、昼夜の別、修業年限、入学定員、総定員及び入学資格は、次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	入学資格
専門課程 (工業)	コンピュータ科	昼	2年	40人	80人	高等学校を 卒業した者 又は これと同等 以上の者
	みらい情報科	昼	4年	25人	100人	
	ゲーム クリエイト科	昼	3年	30人	90人	
	建築科	昼	2年	30人	60人	
	C A D デザイン科	昼	2年	20人	40人	
専門課程 (商業実務)	医療事務科	昼	2年	20人	40人	
	デジタル 経営学科	昼	4年	25人	100人	
専門課程 (教育・社会 福祉)	こども保育科	昼	3年	20人	60人	

2 本校は、前項とは別に次の附帯事業を行うものとする。

講座名	昼夜別	総定員	受講資格
総合講座	昼・夜	80人	問わない
情報処理基礎講座	昼	120人	

講座時間数については、校長が別に定める。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学期は、次の2学期とする。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から 翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認めた場合には、休業日を変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 8月1日から8月31日（以下前号に同じ。）
- (5) 冬季休業日 12月20日から1月10日（同上）
- (6) 春季休業日 3月21日から3月31日（同上）
- (7) その他校長が必要と認めた休業日 10日以内

(始業・終業の時刻)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

- (1) 専門課程は、午前9時20分から午後4時40分までとする。
 - (2) 附帯事業の教育課程は、午前9時30分から午後9時30分までとする。
- 2 校長は授業上やむを得ないときは、始業・終業の時刻を変更することができる。

第3章 教育課程及び授業日時数

(教育課程及び授業日時数)

第9条 本校の教育課程及び授業日時数は、別表（1）による。

- 2 別表に定める授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業時数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合には、講義にあつては15時間をもって1単位、演習・実習等にあつては30時間をもって1単位とする。

第4章 教育課程の修了及び卒業の認定

(認定の基準)

第11条 本校の教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了した者について、成績評価の上認める。

(成績評価)

第12条 成績評価は、学期末と学年末に試験を行い、平素の成績と試験の成績により合格を認定する。

- 2 試験は、授業料を完納し、かつ履修した科目に限り受けることができる。
- 3 成績評価の基準は、校長が別に定める。

(他の専修学校における授業科目の履修)

第13条 教育上有益と認めるときは、学生が行う他の専修学校の専門課程における授業科目の履修を、当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(専修学校以外の教育施設等における授業科目の履修)

第14条 教育上有益と認めるときは、学生が行う大学、短期大学又は文部大臣が別に定める教育施設等における授業科目の履修を、第13条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(入学前の授業科目の履修)

第15条 教育上有益と認めるときは、学生が本校に入学する前に行った専修学校の専門課程における履修並びに大学、短期大学等における授業科目の履修を、第13条及び第14条の科目の履修と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、当該課程における科目の履修とみなす。

(授業の方法)

第15条の2 本校の授業は、教室等において行う対面授業にて履修させる方法の他、多様なメディアを高度に利用して教室以外の場所で履修させる方法（以下「メディアを利用して行う授業」という）で行うことができる。

- 2 メディアを利用して行う授業は、毎回の授業において、設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せて行い、かつ、当該授業に関する学生の意見交換の機会を確保し、当該課程の修了に必要な総授業時数の4分の3を超えない範囲で履修させる。

(卒業証書の授与)

第16条 校長は、所定の課程を修了し、合格を認定した者には、当該課程の名称及び修業年限を記入した卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第17条 前条により、以下の課程、学科を修了した者には右欄に記載する専門士または高度専門士の称号を授与する。

課程名	学 科 名	専門士・高度専門士の称号
工 業	みらい情報科	高度専門士（工業専門課程）
工 業	コンピュータ科	専門士（工業専門課程）
工 業	C G技術科	専門士（工業専門課程）
工 業	ゲームクリエイト科	専門士（工業専門課程）
工 業	建築科	専門士（工業専門課程）
工 業	C A Dデザイン科	専門士（工業専門課程）
商業実務	医療事務科	専門士（商業実務専門課程）
教育・社会福祉	こども保育科	専門士（教育・社会福祉専門課程）

第5章 入学・退学・休学・転学及び除籍等

(入学時期)

第18条 本校の入学時期は、4月1日とする。ただし、附帯事業の教育課程の入学時期は、校長が別に定める。

(入学手続)

第19条 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に最終卒業学校の調査書並びに入学検定料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の手続きを終了した者に対して入学試験を行うものとする。
- 3 選考の結果に基づき、合格の通知を受けた者は、所定の期日までに入学金・授業料等その他の費用を納付し、所定の書類を提出して入学手続きを完了しなければならない。
- 4 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者で、本校に編入学を志願する者があるときは、選考の上教育上支障がない場合、相当年次に編入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (3) 専修学校の専門課程を卒業した者
 - (4) 大学・短期大学等に一定期間在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 2 編入学を許可された者の手続きは、前条第3項及び第4項を準用する。

(連帯保証人)

第21条 入学を許可された者は、連帯保証人と連署した本校で定める誓約書を、入学日までに校長に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人は、学生の一身上について責任を負うものとする。

(退学・復校)

- 第 2 2 条 退学しようとする者は、連帯保証人と連署した本校で定める退学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 退学後、1 年以内に復校を希望する者は、連帯保証人と連署した本校が定める復校願を、校長に提出しなければならない。
 - 3 校長は、欠員あるときは学力を検定し、相当学年に復校を許可することができる。
 - 4 復校を許可された者の手続きは、第 1 9 条第 3 項及び第 4 項を準用する。

(休学・復学)

- 第 2 3 条 病気又はやむを得ない理由により 1 か月以上休学しようとする者は、診断書又は理由を証するに足りる書類を添え、連帯保証人と連署した本校で定める休学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 校長は、教育上必要があると認めるときは、1 か月以上 1 年以内の期間で、休学を許可することができる。
 - 3 休学の期間を延長しようとするときは、改めて校長の許可を得なければならない。
 - 4 休学中の者が復学しようとするときは、連帯保証人と連署した本校が定める復学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。

(転 学)

- 第 2 4 条 転学しようとする者は、連帯保証人と連署した本校が定める転学願を、校長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 2 前項の転学願を適当と認めるときは、校長は、その理由を記し、学生の在学証明書その他必要な書類を転学先の校長に送付しなければならない。

(転入学)

- 第 2 5 条 本校への転入学を希望する者のあるときは、校長は、選考の上教育上支障がない場合、転入学を許可することができる。
- 2 転入学を許可したときは、校長は、その旨を転学前の学校の校長に通知し、指導要録の写しその他必要な書類の送付を受けなければならない。
 - 3 転入学を許可された者の手続きは、第 1 9 条第 3 項及び第 4 項を準用する。

(転 科)

- 第 2 6 条 転科は、校長が特別の理由があると認め、かつ、転科後その学科に必要な単位数を修得する見込みがあるときに限り、これを許可することができる。
- 2 学生が転科しようとするときは、連帯保証人と連署した本校が定める転科願を、校長に提出しなければならない。

(除籍・復籍)

- 第 2 7 条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。
- (1) 死亡または行方不明の者
 - (2) 正当な理由なく第 3 3 条の期限内に授業料を納付せず、督促してもなお納付しない者
- 2 除籍されて復籍を希望する者は、連帯保証人と連署した本校が定める復籍願を提出し、授業料を納入しなければならない。
 - 3 前項の復籍願の提出期間は、除籍が決定した日から 2 週間以内とする。

(欠席)

第28条 学生が疾病その他やむを得ない理由により欠席する場合は、その理由を付し、届けなければならない。

(出席停止)

第29条 校長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第18条で規定する感染症にかかり、又はそのおそれのある学生に対して、出席停止を命ずることができる。

第6章 職員組織

(職員組織)

第30条 本校の職員組織は、次のとおりとする。

- (1) 校長 1人
- (2) 教員 15人以上
- (3) 事務職員 2人以上
- (4) 学校医 1人以上

2 前項職員のほか、必要により助手を置くことができる。

3 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(職員会議)

第31条 学務の運営の充実と教育の向上、効率化を図るため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長の定める職員をもって構成し、校長が召集、主宰する。

第7章 入学検定料・入学金及び授業料

(学費等の額)

第32条 入学検定料、入学金及び授業料の額は、別表（2）による。

2 附帯事業の教育課程に係る学費等は、校長が別に定める。

(学費の納期)

第33条 授業料は、別に定める期日までに納付しなければならない。

(返還)

第34条 既に納付した入学検定料、入学金及び授業料は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の場合は授業料を返還することがある。

- (1) 入学手続きを完了した者が辞退して授業を受けない場合
- (2) 校長が特別の理由があると認めた場合

(入学検定料・入学金及び授業料の減免等)

第35条 本校において特に必要と認めた場合、入学検定料・入学金及び授業料の減免を行うことができる。なお、減免に関する規則は別に定める。

2 休学する者に対しては、休学期間中の授業料は徴収しない。

第8章 賞 罰

(褒 賞)

第36条 校長は、他の学生の模範となる者を褒賞することができる。

(懲 戒)

第37条 校長は、教育上必要があると認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学又は停学は、次の各号のいずれかに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

2 退学又は停学を命じたときは、その旨を連帯保証人に通知する。

第9章 学生心得

(学生の遵守事項)

第38条 学生の遵守すべき事項は、校長が別に定める。

第10章 研究生・委託生及び科目等履修生及び外国人留学生

(研究生)

第39条 本校の課程を卒業した者が更に高度の技術の研究を希望する場合は、職員会議に諮り、1年間研究生として在学を許可することができる。

2 研究生の学費は、校長が別に定める。

(委託生)

第40条 官公庁その他から委託を受けた場合は、委託生として取り扱う。

2 委託生に関する細則は、その都度委託者と校長が協議して定める。

(科目等履修生)

第41条 本校において開設する授業科目に対し、本校学生以外の者から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修を許可することができる。

2 その他科目等履修生に関する事項は、校長が別に定める。

(外国人留学生)

第 4 2 条 外国人で本校に入学を志願する者があるときは、選考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関する規則は別に定める。

第 1 1 章 雑 則

(健康診断)

第 4 3 条 学校保健安全法第 1 3 条の規定に基づき、健康診断を毎年 1 回、別に定めるところにより実施する。

(細 則)

第 4 4 条 この学則の実施に関し必要な細則は、校長が別に定める。